

第1回教育委員会広聴事業について

1 概要

教育委員会広聴事業は、教育長と教育委員が、児童生徒・保護者及び教職員などの皆様と直接対話による意見交換を行うことで、より実情に沿った政策立案をしていくために実施している。令和7年度(2025年度)第1回は、「こどもからの教師への暴言・暴行への対応」をテーマに7月2日(水)に熊本市教育センターにて教職員と意見交換を行った。

2 教職員との意見交換内容

協議の時間を前半と後半に分け、前半は校長7名と、後半は現場教諭・講師3名と意見交換を実施した。それぞれの協議においては、参加者から各校の現状等の報告と、「なぜ、教師への暴言・暴行が増えているのか」、「みんな(こども・教師)が安心・安全に過ごせる学校であるためには」という2つのテーマに関する協議を行った。

各校の現状	なぜ、教師への暴言・暴行が増えているのか	みんな(こども・教師)が安心・安全に過ごせる学校であるためには
こどもが抱えている思いや課題		
・特別支援学級のこどもからの暴行等については、教育の中で環境と折り合わなかった結果発生する二次的障害が多いと思う。(校長) ・暴言・暴行をするこどもは学校に不満があってそういう言動を取っているというわけではなく、学校が好きで毎日登校しているけれども、実際に来てみると環境と感情が折り合わずそういった言動に繋がってしまっていると感じる。(教諭・講師)	・家庭も困難を抱えているケースが多く、愛情不足から安心感を求めた結果、暴言や暴行につながっている。(教諭・講師)	

学校の権威		
	・以前は学校・教師に権威があり、荒れた学校でも教師への暴力などはなかった。今は学校・教師が権威を失ってしまった。(西山委員)	
教師が抱え込むこと		
・骨折などの大きな怪我が発生しても、教育委員会に報告されず学校内のみで対応している場合がある。(校長) ・こどもの暴言・暴行に対して自分の指導が充分でないという意識や、保護者への説明に納得してもらえない現状から、対応する教師自身や学校の中で背負ってしまうなど、問題が閉じた環境の中だけで認識され、教育委員会や世間に対して広がっていない。(校長)		・こどもからの暴行で怪我を負った場合は、我慢するだけだとならないように、ちゃんと公務災害として処理する必要がある。(澤委員)
保護者との関係		
・保護者対応が難しく、納得してもらえなかったり、学校での現状を知らない、「家では問題がないため学校の対応に問題がある」と主張されたりすることがある。(校長) ・服薬などについて、学校が希望する協力を保護者から得られないケースがある。保護者との信頼関係の構築を考えるとむやみに提案することに躊躇してしまう。(教諭・講師)	・保護者との連携が難しくなった。教師の指導を批判する方が増えたり、家庭で指導すると言う方が少なくなったりしている。(校長)	・保護者が学校の指導に納得できずに教育委員会に相談した際に、学校の指導の意図を説明してくれるとなれば、教師も安心して指導ができる。(校長) ・留守番電話について教育委員会から保護者向けに一斉に通知をしたように、教師に対する暴力行為が許されないことであると通知することも一つの方法ではないか。(校長) ・保護者・児童の意識変容のためにできるだけ早く何らかのアクションを教育委員会に示していただきたい。安心ルールについても、完璧なものを出すのではなく、改訂しながら対応出来たらと思っている。(校長) ・こどもと同様、保護者の方とも関わり合いや話す機会を増

		やした方が、学校の説明に対しての理解も得られやすいと感じる。(教諭・講師) ・学校と保護者との間で信頼関係が損なわれるようなやり方になってはいけないし、こどもを排除する形になっては絶対にいけない。(澤委員) ・家庭への連絡というよりは通達といったレベルで伝えていける仕組みが必要ではないか。(村田委員) ・小学生より中学生のほうが会話の能力も上がり、指導の話も伝わりやすい状況はあると思うが、体は大きくなっており、何か起きたときに重大な事態に繋がりやすいと思うので、そういったときに保護者に強制的に迎えに来てもらうなどの対応ができれば良いと思う。その場合に学校が直接保護者に連絡するのは、関係性の構築の面から難しい部分もあると思う。(村田委員) ・先生を守る相談票があるべきだと思う。(村田委員) ・仮にこどもからの暴言・暴行を認知した際に、保護者やこどもに対してどのような指導や対処の手段があるのかという部分がはっきり整理できていないからこそ、問題になっていると思われる。(遠藤教育長) ・第三者機関がこどもや保護者・家庭に問題があるということを認定したうえで、出席停止といった措置などにつながるような仕組みが必要ではないか。(村田委員) ・出席停止といっても、長期間ではなく一時的な措置となるため、効果があるのかどうか。(遠藤教育長) ・家庭では問題ないという話をする保護者に対して、そうした認定をし、状況を認識してもらうことが重要かと思う。(村田委員) ・出席停止は懲戒処分ではないため、そうした運用ができるのかという点は悩ましい。高校や大学における停学のように運用するものではない。義務教育なので退学というようなことにはできない。そうした関係の中で何ができるのか、
--	--	---

		というのは難しい。(遠藤教育長) ・出席停止をしている期間に家出や非行行為をした場合、警察から見れば学校が責任を取っていないように見えてしまうため、出席停止というのは非常に難しい措置である。(西山委員) ・保護者に対して、こういうことが起きていると広報し、時には警察の手を借りることもあることなどを知らせておくべき。先生方が対応に困っているのは、学校の説明に納得いただける保護者ではなく、納得いただけない保護者。そういう方が事前に分かるように例えば新入時の保護者説明会などで伝えていくことが大事。教師も叱るんだということを子どもも保護者も知っておかないと理解が進まない。(澤委員) ・保護者に特性がある場合には、学校から直接説明するのではなく、専門的な人が間に入ることでコミュニケーションを円滑にすることができる。(澤委員)
体罰の防止との関係		
・体罰等の不適切な指導とならないよう意識するあまり、厳しく指導をすることを避ける傾向がある。真剣に叱ることが出来ず遠慮があるのではないか。(校長)	・教師の人権意識が高まった結果、厳しい指導に対して遠慮が生じ、結果として子どもに教師への暴行が許される意識を持たせているのではないか。(校長)	・真剣に叱ることが必要だというのは正にその通りだと思う。(西山委員) ・教育委員会が「体罰がいけない」ということをあまりに声高に言うてしまうばかりに、教師が委縮してしまう現状があるとすれば、メッセージの出し方を工夫する必要がある。(西山委員)
外部機関との連携		
・外部の関係機関と連携を図っているが、家庭が抱える課題もあり、十分な支援につながっていないケースもある。(校長) ・様々な関係機関と連携を図っている		・教師が子どもからの暴行でけがをした際に、病院で診断書を取り、保護者にも説明したうえで警察に被害届を出し、警察から指導を受ける形になったケースでは、その後、一切同様の行為がなくなったことから、対応が有効だったと考える。(校長)

が、すぐには状況が改善せず、放課後デイサービスのお迎えや、地域の民生委員、自治会長などに交代で見てもらうなどして対応しているケースもある。(校長)		・家庭でもいろいろな事情があり、こどもへのケアが充分に行き届かない部分があるため、保護者をサポートする支援者が必要。(教諭・講師) ・専門家が参加するケース会議をきちんとやっていくことが重要。(澤委員) ・外部の協力者が必要。学校の外へこどもが出てしまった場合などに、学校評議員やスクールサポーターの手が差し伸べられるように出来たらと思う。(澤委員) ・医療に関わる人たちがケース会議に参加することが重要である。(澤委員) ・こどもの主治医に対して、学校からも情報提供をできるような環境を作るなど、保護者にとって信頼できる人から服薬等について進言するようにしたほうがよい。(澤委員) ・主治医の先生に学校での状況が伝わるとより適切な診断に繋がるのではないかと。(村田委員)
他のこどもへの影響		
・対応できる人員が少ない中で対象のこどもに複数人で対応するなど、かかりきりのような状態になることもあり、そのほかのこどもへの指導への影響に懸念がある。(校長) ・なかなか解決できない状況の中で、他のこどものことも考えるとどうにか解決をしなければいけないという責任感から辛い気持ちになる。(教諭・講師)		・安心ルールの案について、こどもには分かりやすく書かれていると思うが、家庭に対してはもう少し厳しいものを提示すべきではないか。他のこどもたちが安心して授業を受ける権利が脅かされている状況であることは保護者に伝えていくべき。(村田委員)
学校の体制		
・人手が足りず、代替の教師が確保できないことが、休職している教師にとって「ほかの先生に迷惑をかけている」	・教員が多忙であることで、こども一人ひとりに十分な時間をかけて接することができず、こどもが安心感を得られなく	・中学校では教科担任制ということで比較的人員や空き教室に余裕があり柔軟な対応ができている。小学校でも人員に余裕が出来ればより適切な対応ができる。諫早市の例では

という重荷に感じられ、さらに精神的な負担を生んでいる。(校長) ・別室対応をしたいが、対応する人も教室も無く、できない。(校長) ・教師によっては、こどもからの暴言・暴行に対して、「冷静な対応をする自信がない」と、対応の辞退を訴える者もあり、それでも遠くから見守るなどできる範囲での対応をお願いしている状況がある。(校長)	なっている。(教諭・講師)	職員の層が非常に厚いことが効果的だと思われる。(校長) ・管理職を含めて教師が多忙であるため、若手教師が十分なサポートを得られなかったり、教師間でのトラブルに発展したりしていることから、そうした環境を改善することが必要である。(教諭・講師) ・教師がみんな多忙だと職員室で話し合う場を持つことも難しいため、困り感があるときに職場内で相談できるような体制を構築することが大事である。(教諭・講師) ・小学校のうちにより適切な対応をしておくことが、その後のこどもの行動にも影響する。(校長) ・学校の対応システムについて、うまくいっている学校を例にするなどして、誰がどう対応するのかを決めておかないと、担任教師は自分がやらなきゃという気持ちでつぶれてしまう。(澤委員) ・教育委員会ではスタッフを増やしていくことが重要。(澤委員) ・専門家を増やすという観点では、公認心理士や臨床心理士は資格取得が難しいため、学校心理士の資格を持っている教員を増やし、学校内の教育相談に関わる専門グループを作ることが必要。(澤委員) ・こどもの行動に対し、応用行動分析など専門的な知識を学び、対応の方法を身に付けていくことが大事。(澤委員) ・先生方が求めているのは、対応できないこどもにどう対応したらよいのかということと、人員が欲しいということだと思う。(澤委員) ・教育委員会としては、先生方が安心して教育活動ができるようにするのが仕事。(澤委員) ・その学校を定年退職した教師がスクールサポーターとして入ったり、普段からこどもと関わりのある地域の見守り隊の方が見てくださることは、既にこどもとの関係性が出来ていたこともあり非常に助かった。(教諭・講師)
---	----------------------	---

		・必ずしも教師が必要ということではなく、信頼関係がある方が関わっていただくことが非常に有効であるし、関わりが無い方でも飛び出しなどの予防のためにいていただくなどは助かると感じる。(教諭・講師)
現在の教育制度・環境		
・こどもの方も学校のシステムの中でストレスを抱えており、勉強などで出来ないことがあったときに注意などをされることがきっかけで暴言・暴行につながるが多い。(教諭・講師) ・タブレットに依存し、タブレットにしか居場所がない子どもが多く、結果として問題となる行動につながっている。(教諭・講師)	・こどもの頑張りを認めるといっても、一斉授業で同じ目標を目指しているところでは安心できない。(教諭・講師) ・社会が変わっている中で学校の在り方が変わっていないことがストレスにつながっている。(教諭・講師)	・家庭で十分な栄養のある食事をとっていない子どももいるため、学校給食も変える必要がある。(教諭・講師) ・放課後等デイサービスなどでの教育活動を踏まえて、出席日数にカウントするなどといった制度を整えて、その子にふさわしい環境・学びを実現すればよいのではないかと。(教諭・講師) ・学習指導要領に沿った学習でないとしても、学校に来るよりきちんと学習を行っている現状があるならば、出席扱いとするような方法があるといいのかなと感じた。(遠藤教育長) ・タブレットはそのほかの活動よりも子どもにとって強い刺激になるので、特に低学年においては使用について制限をするべき。(教諭・講師) ・発達の課題があったり、家庭でほかのことをする時間がない子どもほどタブレットに依存しやすくなると思われるので、全員からタブレットを排除するというのも違うと感じるが、低学年のうちは家には持ち帰らずに学校で正しい使いかたを学ぶような形がよいのではないかと。(澤委員) ・タブレットには良い面もあるので、適切な使いかたの指導が重要だと感じる。(村田委員)